

毛呂山町外 2 町 1 村ごみ処理組合規約の一部変更に伴う関係規則の整備に
関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から毛呂山町外 2 町 1 村ごみ処理組合の名称を埼玉西部環境保全組合に変更することに伴い、関係規則の整備について必要な事項を定めることを目的とする。

(題名及び本則の改正)

第 2 条 現に施行されている規則の題名及び本則（本則の規定に基づく別表、様式を含む。）中「毛呂山町外 2 町 1 村ごみ処理組合」を「埼玉西部環境保全組合」に改める。

附 則

この規則は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。